

# 特定非営利活動法人スペースウィン定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スペースウィンと称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県守山市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、共に生き、共に育ち共に老いる共生の社会づくりを図っていくことを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療、又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの増進を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は、活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 公的介護保険受託事業

- (2) 障害者、高齢者のための社会復帰事業および自立支援相談および事業
- (3) 女性のための自立、支援相談および事業
- (4) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (8) その他、この法人の目的達成に必要な事業

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし正会員をもって特定非営利活動法人促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書を提出するものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、次の区分により総会において別に定める会費等を納入しなければならない。

- (1) 正会員 入会金及び年会費
- (2) 賛助会員 年会費

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当したときはその資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会の届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 会員がいったん納入した入会金、年会費は、その理由を問わずこれを返還しない。

## 第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名から10名
- (2) 監事 1名から2名

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任とする。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、また当該役員ならびにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けた時は、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次の職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。

(5) 1号および2号の点に関して理事に個別に意見を述べ、必要により理事会の招集を求めること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を

行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反があったと認められたとき。
- (3) その他、役員として相応しくないと認められたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員のうち、常勤またはそれに準ずる役員は理事会の議決により有給とすることができ、その他の役員は無給とする。

- 2 前項の有給の役員は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 3 役員には、その職務遂行に必要な費用を弁償することができる。

## 第 5 章 総 会

(総会の設置)

第 20 条 この法人に、総会を設ける。

(種別)

第 21 条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項  
(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げるいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第 29 条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席出来ない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における前 2 条および次条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとする。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び選任に関する事項

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 次に掲げるいずれかの場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集せねばならず、理事長がその期間内にこれを行わないときは、請求者が自ら召集できるものとする。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。



(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむをえずに理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### (予備費の設定及び使用)

第44条 予備超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けること

ができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て規定  
予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に  
関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、  
総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担  
をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に正会員の 4 分の 3 以上  
が出席し、その出席者の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定す  
る軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(合併)

第 50 条 この法人は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、か  
つ、所轄庁の認証を経ることにより合併することができる。

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、主たる事務所の前に掲示するとともに京都新聞に掲載して行ふ。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 54 条 この法人は、事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び職員は理事長が任免する。
- 4 理事は事務局長もしくは職員と兼任することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会で定める。

## 第11章 雑 則

### (細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	西村 悌子
副理事長	松島 まり子
理事	田中 雅子
監事	下村 弘美
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定に関わらず、成立の日から、平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成13年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

個人正会員 入会金5,000円 年会費6,000円

団体正会員 入会金5,000円 年会費30,000円

個人賛助会員 年会費6,000円

団体賛助会員 年会費30,000円

以上は本法人の現行定款に相違ない。

平成 年 月 日

滋賀県守山市守山三丁目11番38号

特定非営利活動法人スペースウィン

理事 西村 梯子